

平成 30 年度 JT アジア奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、日本たばこ産業株式会社(代表取締役社長 小泉 光臣 氏)のご支援により、「平成 30 年度JTアジア奨学金」(以下「本奨学金」という。)の受給者を下記により募集する。

記

1. 奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である日本たばこ産業株式会社(以下「寄付者」という。)は、日本の大学院に在籍するアジア諸国からの私費外国人留学生に対して奨学金を支給することによって、国際交流を促進し、人材の育成に寄与することを目的として、資金を提供された。

2. 応募資格

次のすべてに該当する者。

- (1) 日本国内の大学の大学院修士課程又は博士課程に正規生として平成 30 年 4 月 1 日時点で在籍している者、もしくは平成 30 年 4 月から入学を予定している者(専攻分野は限定しない。)。
※「日本国内の大学」とは寄付者と協議の上選定した指定校制とする。
- (2) アジアの国(地域)籍<注1>を有し、日本で修学又は研究する私費外国人留学生
- (3) 本奨学金受給期間中、他の奨学金の給付を受けない者[貸与型(返済が必要なもの)奨学金も不可。]。
- (4) 真に経済的援助を必要とする者。
- (5) 品行方正で学業成績が優秀な者。
- (6) 平成 30 年 4 月 1 日時点で、満年齢 35 歳未満の者。
- (7) 国際理解と親善に関心を持ち、貢献を期する者で、寄付者が開催する交流会行事(年 3 回予定)に参加できる者。
- (8) 日本語でのコミュニケーションが可能な者。
- (9) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

<注1>: アジア地域諸国の具体的範囲は、パキスタン以東(インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、韓国、中国(香港・マカオを含む)、台湾、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス)とする。

3. 採用人数

10 名程度

4. 支給内容

月額奨学金 150,000 円

5. 支給期間

平成 30 年 4 月から平成 32 年 3 月までの最長 2 年間(最短 1 年間)

備考: 平成 31 年度に、引き続き 2 年目の給付を希望する場合は、別途所定の手続を必要とする。

6. 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金に応募する者(以下「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、2.に挙げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる者について、7.に挙げる推薦書類を理事長に提出する。
なお、推薦人数については、依頼文のとおりとする。

7. 応募・推薦書類

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| (1) 願書(別紙様式1。日本語又は英語で記載されたものに限る。) | 1通 |
| <u>※英語の場合は和訳を添付すること。</u> | |
| (2) 応募者の写真(最近6ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) | 1葉 |
| (3) 大学の長による推薦書(別紙様式2。推薦理由は指導教官等が記入すること。) | 1通 |
| (4) 平成29年度学業成績証明書(入手不可の場合は、平成29年度前期学業成績証明書又は提出不可の理由書(様式任意)を提出。新たに入学予定の場合は、合格通知書又は入学許可書でも可。) | 1通 |
| <u>※日本語以外で記載されたものについては和訳を添付すること。</u> | |
| (5) 外国人登録原票記載事項証明書又は在留カード等の写し(在留資格に「留学」が明記されているもの。) | 1通 |
| (6) パスポート及び入国ビザの写し | 1通 |

8. 応募・推薦書類の提出期限

平成29年12月7日(木)本協会必着。

なお、締切期日を過ぎた場合や応募・推薦書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

9. 選考方法及び結果の通知

理事長は、6.(2)により推薦された者について、寄付者とともに書類審査を行い、寄付者の面接(面接は平成30年2月上旬予定。なお、面接は日本語で行う。)の後、受給者を決定し、平成30年3月中旬を目途に、大学を通じて通知する。

10. 支給方法

本奨学生は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

11. 奨学生受給者の義務

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| (1) 受給者は、本奨学生受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び本奨学生受給終了後、所定の様式により、大学を通じて理事長に提出しなければならない。 | |
| (2) 受給者は、寄付者による交流会行事等が開催された場合、これに参加しなければならない。 | |
| <u>※給付終了年度の交流会行事において、受給期間中の学習、研究等の内容を発表しなければならない。</u> | |
| (3) 受給者は、本奨学生受給期間中及び受給終了後、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答をしなければならない。 | |
| (4) 受給者は、次の①から⑥に該当する場合、大学を通じてすみやかに本協会へ届け出なければならない。 | |
| ① 正規の休暇以外で1ヶ月以上授業を欠席しようとする場合 | |
| ② 帰国、旅行又は研究等のため1ヶ月以上日本を離れる場合 | |
| ③ 休学、転学、転部、転科、留年又は退学が見込まれる場合 | |
| ④ 停学その他の在籍大学の処分を受けた場合 | |
| ⑤ 本協会に対する届出事項に変更が生じた場合 | |
| ⑥ 本人の氏名や家族情報、その他重要な事項に変更があったとき | |
| (5) 受給者は、選考を経て、JTアジア奨学生に決定後、「誓約書」を提出しなければならない。 | |
| (6) 受給者は、住所・連絡先及び所属先(大学・就職先等)に変更があった場合、本奨学生受給期間中は所属大学を通じて、受給終了後は直接本協会へ遅滞なく届け出なければならない。 | |

12. 奨学生給付の休止又は終了

受給者が、以下のいずれかに該当する場合には、本奨学生の給付を休止又は終了する。

- (1) この要項の定める事項に該当しなくなった場合。
- (2) 11.に記載した奨学生受給者の義務を怠った場合。
- (3) 受給期間中に大学を長期欠席した場合。
- (4) 大学を休学又は留年した場合。

(5) 病気その他の理由により学業又は課程を継続する見込みのない場合。

(6) 学業成績又は素行が不良となった場合。

(7) 在籍大学の学籍を失った場合。

(8) 提出書類及び届出事項に虚偽があった場合。

(9) その他奨学生の給付目的・趣旨又は社会的相当性の観点から、給付を不適当と認めた場合。

なお、奨学生の給付を休止された者が、その事由が止んで、在籍大学の長を通じて奨学生給付の再開を願い出たときは、5.に記載した奨学生の支給期間内において奨学生の給付を再開することがある。

但し、奨学生の給付を休止し、その後再開した場合であっても、5.の支給期間は延長しない。

13. その他(注意事項等)

(1) 受給者は、原則として、本奨学生の返還義務を負わない。但し、12.に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学生の返還を求める場合がある。

(2) 受給者は、本奨学生寄付者への入社その他の付帯義務を負わない。

(3) 受給者は、受給開始から終了まで他の奨学生に応募することはできない(但し、本奨学生の受給終了後に支給を開始する他の奨学生は除く。)。

(4) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知のうえ、終了する。

14. 個人情報の取扱いについて

応募・推薦書類上の個人情報については、本協会の実施する学生支援事業のみに利用し、その他の目的には利用しない。

15. 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先 ※7月10日に事務所が移転しました。

公益財団法人日本国際教育支援協会 国際交流課

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLXビルディング 12階

TEL:03-5454-5274 FAX:03-5454-5242 E-mail: ix@jees.or.jp

以 上